

条 例

埼玉県暴力団排除条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年五月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第三十五号

埼玉県暴力団排除条例の一部を改正する条例

埼玉県暴力団排除条例（平成二十三年埼玉県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中第七号を削り、第八号を第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八 少年鑑別所法（平成二十六年法律第五十九号）第三条に規定する少年鑑別所

附 則

この条例は、平成二十七年六月一日から施行する。